

件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部管理局人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

東日本大震災に対処するために従事している業務について、国に準じて特殊勤務手当の対象とするよう措置する。

〔改正条例〕

職員の特殊勤務手当に関する条例

〔改正内容〕

災害応急作業等手当の特例として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島原発」という。)の敷地内及びその周辺区域での業務に対する手当を追加する。また、東日本大震災に対処するため災害応急作業等手当の対象業務に引き続き5日以上従事した場合に手当額を2倍とする。

福島原発の敷地内及びその周辺区域での業務に対する手当を追加 (日額)

福島原発の敷地内	免震重要棟外	20,000円	免震重要棟内	5,000円
警戒区域内	屋外	10,000円	屋内	2,000円
計画的避難区域	屋外	5,000円	屋内	1,000円
屋内退避指示区域	屋外	2,500円		

...心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業については100/100の範囲内で加算

東日本大震災に対処するため災害応急作業等手当の対象業務に引き続き5日以上従事した場合、手当額を2倍 (日額)

巡回監視	480円	左の業務に引き続き5日以上従事した場合に手当額を2倍
応急作業等	730円	
災害警備、遭難救助等	840円	

国が改正した死体処理手当については、本県の現行制度とは手当の積算方法が異なるため改正しない。

施行日	公布日(適用 平成23年3月11日)
-----	--------------------

【その他参考事項】